

2021年2月26日

取引先様各位

愛電株式会社
代表取締役 清田 淳一

勤務体制変更（緊急事態宣言対応）のお知らせ

2月26日付の政府による緊急事態宣言の一部前倒し解除の発表を受け、勤務体制変更期間を下記の通り変更いたします。

対象は「東京本社、首都圏西営業所、厚木営業所、大宮オフィス」でございます。「大阪営業所、福岡営業所、中部地区」は大阪府・福岡県・愛知県の緊急事態宣言解除に伴い、対象外に変更致します。

引き続き、最大限の努力を行い、取引先様にご迷惑をおかけしないよう対応して参りたいと思います。何卒、ご理解の程、宜しくお願い致します。

(1) 期間

1月12日（火）から3月5日（金）まで

※大阪営業所、福岡営業所、中部地区は2月26日（金）終了に変更

(2) 勤務体制（①時差通勤及び②在宅勤務）

① 時差通勤

1. 内容

- ・「9時50分～15時半」をコアタイムとし、以下のA～Cの3パターンにて、時差通勤を実施致します。
- ・尚、弊社の該当各拠点・部門により、以下のいずれの時差通勤を導入するかは異なります。導入しない場合もございます。

A. 2時間前倒し

6時50分出勤～15時30分退勤

B. 1時間前倒し

7時50分出勤～16時30分退勤

C. 1時間後ろ倒し

9時50分出勤～18時30分退勤

※通常出勤（時差通勤を実施しない場合）は8時50分出勤～17時半退勤です。

2. 対象

- ・対象拠点に勤務する事務系社員（業務課、管理部）

② 在宅勤務

1. 内容

- ・在宅勤務（8時50分出勤～17時半退勤）とします。

2. 対象

対象拠点に勤務する営業職及び技術部社員

(3) 本件に対するお問合せ先

1. 東京本社・管理部 03-5608-7692／090-2866-2208

以上